

議案第56号

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正及び綴喜都市計画区域区分の変更に伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第7条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

別表第1中「田辺尼ヶ池」の次に「、田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚」を加え、「田辺伝道林、田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚」を「田辺伝道林」に改め、「田辺戸絶」の次に「、田辺草屋、田辺池ノ尻」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由						
<p>(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 給水区域は、別表第1に定める区域中<u>国土交通大臣</u>の認可を得た区域とする。 (2) 及び(3) (略) 3及び4 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。 別表第1 (第2条関係) 給水区域</p> <table border="1" data-bbox="91 683 999 978"> <thead> <tr> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田辺稲葉、田辺道場、田辺明田、田辺十曾、田辺平田、田辺津田、田辺久戸、田辺辻、田辺杳脱、田辺針ヶ池、田辺鳥本、田辺、田辺南里、田辺北里、田辺北川、田辺棚倉、田辺西垣内、田辺尼ヶ池、<u>田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚</u>の全部 田辺西浜、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺大藪、<u>田辺伝道林、田辺蕪木、田辺勇田、田辺南田、田辺深田、田辺竹ノ脇、田辺平、田辺狐川、田辺丸山、田辺奥ノ城、田辺西川原、田辺外ヶ谷、田辺茂ヶ谷、田辺ボヶ谷、田辺戸絶、田辺草屋、田辺池ノ尻</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区域	田辺稲葉、田辺道場、田辺明田、田辺十曾、田辺平田、田辺津田、田辺久戸、田辺辻、田辺杳脱、田辺針ヶ池、田辺鳥本、田辺、田辺南里、田辺北里、田辺北川、田辺棚倉、田辺西垣内、田辺尼ヶ池、 <u>田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚</u> の全部 田辺西浜、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺大藪、 <u>田辺伝道林、田辺蕪木、田辺勇田、田辺南田、田辺深田、田辺竹ノ脇、田辺平、田辺狐川、田辺丸山、田辺奥ノ城、田辺西川原、田辺外ヶ谷、田辺茂ヶ谷、田辺ボヶ谷、田辺戸絶、田辺草屋、田辺池ノ尻</u> の各一部	(略)	<p>(経営の基本) 第2条 (略) 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 給水区域は、別表第1に定める区域中<u>厚生労働大臣</u>の認可を得た区域とする。 (2) 及び(3) (略) 3及び4 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。 別表第1 (第2条関係) 給水区域</p> <table border="1" data-bbox="1050 683 1957 978"> <thead> <tr> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田辺稲葉、田辺道場、田辺明田、田辺十曾、田辺平田、田辺津田、田辺久戸、田辺辻、田辺杳脱、田辺針ヶ池、田辺鳥本、田辺、田辺南里、田辺北里、田辺北川、田辺棚倉、田辺西垣内、田辺尼ヶ池の全部 田辺西浜、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺大藪、<u>田辺伝道林、田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚、田辺蕪木、田辺勇田、田辺南田、田辺深田、田辺竹ノ脇、田辺平、田辺狐川、田辺丸山、田辺奥ノ城、田辺西川原、田辺外ヶ谷、田辺茂ヶ谷、田辺ボヶ谷、田辺戸絶</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区域	田辺稲葉、田辺道場、田辺明田、田辺十曾、田辺平田、田辺津田、田辺久戸、田辺辻、田辺杳脱、田辺針ヶ池、田辺鳥本、田辺、田辺南里、田辺北里、田辺北川、田辺棚倉、田辺西垣内、田辺尼ヶ池の全部 田辺西浜、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺大藪、 <u>田辺伝道林、田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚、田辺蕪木、田辺勇田、田辺南田、田辺深田、田辺竹ノ脇、田辺平、田辺狐川、田辺丸山、田辺奥ノ城、田辺西川原、田辺外ヶ谷、田辺茂ヶ谷、田辺ボヶ谷、田辺戸絶</u> の各一部	(略)	<p>水道整備・管理行政の移管に伴う改正</p> <p>字句の整理</p> <p>給水区域の拡張に伴う改正</p>
区域								
田辺稲葉、田辺道場、田辺明田、田辺十曾、田辺平田、田辺津田、田辺久戸、田辺辻、田辺杳脱、田辺針ヶ池、田辺鳥本、田辺、田辺南里、田辺北里、田辺北川、田辺棚倉、田辺西垣内、田辺尼ヶ池、 <u>田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚</u> の全部 田辺西浜、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺大藪、 <u>田辺伝道林、田辺蕪木、田辺勇田、田辺南田、田辺深田、田辺竹ノ脇、田辺平、田辺狐川、田辺丸山、田辺奥ノ城、田辺西川原、田辺外ヶ谷、田辺茂ヶ谷、田辺ボヶ谷、田辺戸絶、田辺草屋、田辺池ノ尻</u> の各一部								
(略)								
区域								
田辺稲葉、田辺道場、田辺明田、田辺十曾、田辺平田、田辺津田、田辺久戸、田辺辻、田辺杳脱、田辺針ヶ池、田辺鳥本、田辺、田辺南里、田辺北里、田辺北川、田辺棚倉、田辺西垣内、田辺尼ヶ池の全部 田辺西浜、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺大藪、 <u>田辺伝道林、田辺柿ノ内、田辺波風、田辺石塚、田辺蕪木、田辺勇田、田辺南田、田辺深田、田辺竹ノ脇、田辺平、田辺狐川、田辺丸山、田辺奥ノ城、田辺西川原、田辺外ヶ谷、田辺茂ヶ谷、田辺ボヶ谷、田辺戸絶</u> の各一部								
(略)								